

令和2年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る

入札契約制度の改正について

建設業は地域の基幹産業として、良質な社会基盤の整備を通じて市民の暮らしや経済を支えるだけでなく、その役割は施設の長寿命化対策や地域の災害復旧などますます重要になっております。

このような中、昨年6月に、いわゆる「新・担い手三法」が成立し、従来の担い手三法に規定された建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念等に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取組、さらには災害時の緊急対応の充実強化も定められたところです。

本市上下水道局においても、新・担い手三法の趣旨等を踏まえるとともに、入札不調の減少を図り事業が円滑に実施できるよう、令和2年度につきましても引き続き以下のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 建設工事における週休2日試行工事の導入について
2. 配水管布設工事について同日開札における落札制限を導入します
3. 専任配置可能技術者が配置できない場合の申出の適用範囲を拡大します（試行）
4. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します（試行）

※ 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

令和2年4月1日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

1. 建設工事における週休2日試行工事の導入について

本市上下水道局では、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、「週休2日試行工事」を実施します。

(1) 対象工事

本市上下水道局が発注する土木工事および配水管布設工事のうち、設計金額が4,000万円以上の工事とします。

また、対象工事は、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示します。ただし、以下の工事は除きます。

- ①竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③その他発注者が指定する工事

(2) 発注方式

受注者の希望により「週休2日試行工事」を実施することができる「受注者希望型」とします。

(3) 週休2日の定義

「週休2日」とは、工事の着手前に、4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業（※1）は一切行わず、1日を通して現場閉所することです。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、祝日、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場制作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

【休日取得形態】

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

【現場での作業に該当しない作業（※1）】

- ・臨機の措置（異常気象等における現場対応や安全パトロール等）
- ・資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(4) 間接工事費等・工事成績評定の取り扱い

①間接工事費等の取り扱い

「週休2日」が完全に達成できた場合は、休日取得形態に応じて、労務費、機械経費及び間接工事費率に以下の補正係数を乗じて増額変更する。ただし、市場単価については対象外とします。

	4週8休	4週7休	4週6休
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.01
現場管理費	1.05	1.04	1.02

②工事成績評定の取り扱い

「週休2日」が完全に達成できた場合は、以下の項目において評価します。

なお、達成できなかった場合においても減点は行いません。

監督員（1）	5. 創意工夫 I. 創意工夫
監督員（2）	2. 施工状況 II. 工程管理

◆ 令和2年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

2. 配水管布設工事について同日開札における落札制限を導入します

これまで、配水管布設工事を除く全業種を対象としていました要件設定型一般競争入札における同日落札制限につきまして、配水管布設工事にも適用するものとします。

これにより、要件設定型一般競争入札により、配水管布設工事を1件落札した者は、同じ開札日において、配水管布設工事の他の工事の落札者となることはできないものとします。

ただし、発注件数、業者数及び入札状況等を総合的に勘案したうえで、落札制限を設ける必要がないと判断した場合は、制限を設けないことができるものとします。

なお、同日開札における落札制限を設ける工事は、公告文に下記のように記載します。

公告 記載例

- ① 「本工事の落札者となった者は、〇〇工事（令和〇年〇月〇日公告）の落札者にはなれないものとします。」
- ② 「〇〇工事（令和〇年〇月〇日公告）の落札者となった者は、本工事の落札者にはなれないものとします。」

※専任配置可能技術者数に応じた入札参加制限

要件設定型一般競争入札による配水管布設工事で、予定価格が3,500万円以上のものについては、専任配置可能技術者の数を超えて入札に参加することはできませんが、当該工事の公告において同日開札における落札制限を設けた場合は、同一の専任配置可能技術者で複数の入札に参加することができるものとします。

- ◆ 令和2年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

3. 専任配置可能技術者が配置できない場合の申出の適用範囲を拡大します(試行)

本市上下水道局では総合評価落札方式による建設工事の入札に限り、専任配置可能技術者として届け出ていた者を、入札後に他の工事に配置することにより当該工事に配置できないとして、その旨を記載した申出書の提出があった場合は、当該入札を無効として取り扱っています(※注1)が、今回、申出による無効取り扱いの適用範囲を、以下のとおり拡大します。

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
契約方式	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、総合評価落札方式によるもの	① 要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、総合評価落札方式によるもの ② 要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、価格競争によるもの ※注2、※注3、※注4
申出方法	入札した工事名、配置できなくなった理由、入札者の住所・代表者名(社名を含む。)を記入・押印した申出書(様式は任意)を契約監理室に提出	現行どおり
提出期限	公告により示した開札予定日時まで	現行どおり

※注1 申出書の提出がなく落札者となり、専任配置可能技術者の専任配置ができなくなった場合は、指名停止となることがあります。

※注2 専任配置可能技術者の届け出を求める要件設定型一般競争入札に適用します。

※注3 専任配置可能技術者として複数の候補を届け出ることができる要件設定型一般競争入札(総合評価落札方式によるもののうち、共同企業体のその他構員が複数届け出る場合を含む。)において、複数の専任配置可能技術者がある場合は、従来どおり複数の候補者を届け出ることができます。

詳細は案件ごとの公告文にて確認してください。

※注4 指名競争入札には適用しません。

◆ 令和2年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

4. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します(試行)

建設工事の現場代理人について、本市上下水道局が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を試行しておりますが、入札不調が増加しており、その要因の一つとして、建設業者の配置可能な建設工事従事者の不足が指摘されていることから、請負業者の受注環境の改善を図るとともに、入札不調対策として、対象工事箇所の相互距離について、次のとおり要件の見直しを行います。

【現場代理人の兼任を認める要件】

	現行(令和元年度)	改正後(令和2年度)
対象工事	いずれの工事も大分市上下水道局が発注する工事であること、又は一方の工事が大分市の発注であること、かつ兼任対象の工事である旨、特記仕様書で明示したもの。	現行どおり
工事の件数	原則、2件まで。ただし、工事請負代金がいずれも500万円未満の場合に限り3件まで。	現行どおり
対象工事箇所の相互距離	各工事箇所の相互間が、直線距離で10Km以内にあること。	廃止 市内であれば兼任可能※注1
工事費の総額	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が3,500万円未満であること。 (建築一式工事の場合は7,000万円未満であること。)	現行どおり

※注1 令和元年度に発注した工事との兼任もできるものとします。

◆ 令和2年4月1日より、本市上下水道局が発注する工事について適用します。

令和2年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、いわゆる「新・担い手三法」の趣旨等を踏まえた制度改正を行ってきましたが、現在の入札不調の状況や不調に伴う事業の進捗の遅れなどの影響を踏まえ、建設工事について下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

- ・土木一式工事の入札方法等を一部変更します（試行）

令和2年8月24日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

土木一式工事の入札方法等を一部変更します(試行)

本市上下水道局発注の土木一式工事A等級のうち下水管渠の開削工事の入札では、今年度7月末時点で既に3件の入札不調が発生しており、事業の進捗の遅れなど影響が出ています。

土木一式工事については、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」において、設計金額ごとに入札に参加できる等級を定めておりますが、入札不調対策として入札参加者基準の一部変更を試行いたします。

(変更点1)

当分の間、下水管渠の開削工事に限り、設計金額が4,000万円以上1億円以下の案件について、土木一式工事の等級がB等級の業者のうち同業種の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者について参加できることとします。

【入札参加者基準（土木一式工事のうち設計金額4,000万円以上の下水管渠の開削工事）】

	現行	改正後
設計金額 1億円超		A等級 (変更なし)
設計金額 4,000万円以上 1億円以下	A等級	A等級 <u>B等級※</u>

※土木一式工事の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限る。

(変更点2)

当分の間、土木一式工事A等級又はB等級の案件のうち、下水管渠の開削工事について、手持工事による入札参加制限の適用を除外することとします。

- ◆ 変更点1、変更点2、いずれも令和2年8月1日以降に入札公告を行うものから適用します。